

# 1 総括

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日) 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 平成25年度の人件費率 %
26年度	7,489,946	2,247,502,927	11,743,227	677,139,976	30.1	30.7

## (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

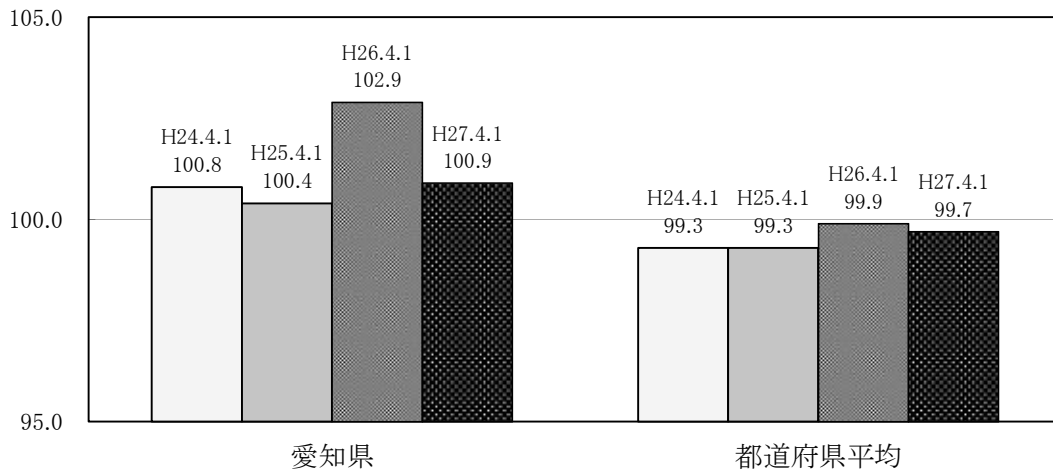
区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
26年度	69,431	308,909,196	68,870,178	118,231,052	496,010,426	7,144	7,123

備考1 給与費は、平成26年度決算額であり、職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

## (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



備考1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

県内の民間給与水準が高い傾向にあるため、都道府県平均よりも高い水準となる傾向にある。  
平成27年4月から給料と地域手当の配分見直しにより、給料表水準の引下げを実施したところである。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	389,853 円	387,574 円	2,279 (0.59%) 円	0.59 %	0.59 %	0.36 %

備考 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	4.22 月	4.10 月	0.12 月	0.10 月	4.20 月	4.20 月

備考 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)  
平成27年4月1日  
(内容)  
一般行政職の給料表については、国家公務員との均衡を図るために給料と地域手当の配分を是正するとともに、国の見直し内容(世代間の給与配分の見直し)を踏まえ、平均3.5%引き下げた。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施する。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施した。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び愛知県の支給割合)

(支給割合)  
国基準の支給割合を超えない範囲内で、平成27年度は8.5%(給与改定後は平成27年4月に遡及して8.9%)を支給し、平成30年度までに段階的に10.5%まで引き上げる。  
(実施時期)  
平成27年4月1日  
(参考)

	平成26年度	平成27年度		平成30年度
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	8.1%	9.0%	9.9%	10.8%
愛知県の支給割合	6.5%	8.5%	8.9%	10.5%

※「国基準による支給割合」は、一般行政職の職員に当てはめて加重平均計算出した率です。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

本県では、厳しい財政状況に鑑み、平成27年度は次のとおり給与抑制を実施しました。

ア 特別職

区分	抑制内容
知事	給料 △20%
副知事	給料 △10%
議長	報酬 △5%
副議長	報酬 △5%
議員	報酬 △5%

※ 議長、副議長及び議員の報酬抑制は、平成27年4月29日までの措置です。

イ 一般職

区分	抑制内容
管理職	管理職手当 △10%